

# 奈良県立大学 2026 大学案内制作業務委託に係る 公募型プロポーザル実施要領

## 1. 概要

本要領は、「奈良県立大学 2026 大学案内制作業務」を委託する事業者を公募型プロポーザル方式により選定するにあたり必要な事項を定める。

## 2. 委託業務の概要

### (1) 業務名

「奈良県立大学 2026 大学案内制作業務委託」

### (2) 業務目的

公告「1. (2) 目的」に示すとおり。

### (3) 委託内容

仕様書に示すとおり。

### (4) 企画提案書等の作成及び提出に要する経費

提案者の負担とする。

### (5) 委託限度額

公告「1. (3) 委託限度額」に示すとおり。

### (6) 印刷物の仕様等

公告「1. (4) 印刷物の仕様等」に示すとおり。

### (7) 委託期間

公告「1. (5) 委託期間（納期）」に示すとおり。

## 3. 提案者の資格

提案者は、公告「2. 応募資格」を満たしているものとする。

## 4. 提出物等

### (1) 提出物

①企画提案書（様式6）

②企画書（様式7-1、7-2）

③表紙・本文デザインサンプル（様式任意）

表紙及び別添「奈良県立大学 2026 大学案内 頁割案」の5～6頁の「地域創造学部の学び」について、「アクティブ」及び「クリエイティブ」を印象づけるデザインサンプルを各1つ作成し、またそのデザインについての説明を企画書（様式7-2）に記載すること。なお、「地域創造学部の学び」の内容については、「奈良県立大学 2025 大学案内」の5～6頁や別添「新カリキュラム説明資料」を参考にすること。

④類似業務実績がわかる成果物

様式4「実績調書」に記載された、デザイン・制作業務を行った冊子(30ページ

以上、フルカラーのものに限る。)のうち2種類を提出すること。

- ⑤業務実施体制（様式8-1、8-2）
- ⑥スケジュール（様式任意）
- ⑦見積書（内訳の詳細を記載すること）（様式任意）
- ⑧事業者概要（様式任意、パンフレット可）

(2) 部数

提出書類のうち、正本として提出物①～⑧を1部、副本として提出物②～⑥を7部提出すること。なお、企画提案者名については、提出物①、⑦、⑧にのみ記載することとし、提出物②～⑥には提案者名を判読できるような記載をしないこと。

(3) 提出方法

郵送のみ（簡易書留）

(4) 提出期間

令和6年11月29日（金）から令和6年12月13日（金）17時まで（必着）

(5) 提出先

〒630-8258 奈良市船橋町10番地 奈良県立大学 教務・学生課

5. 企画提案の評価

(1) 評価方法

企画提案の評価は、「大学案内企画提案評価委員会」（以下、「評価委員会」という。）において審査を行い、各委員の採点結果の合計点数を提案者の得点とする。

なお、審査は提出物を対象に行い、提案者によるプレゼンテーションは実施しない。

(2) 評価基準

別添「評価基準表」によるものとする。

6. 最優秀提案者の選定

上記5により最も高い得点を獲得したものを最優秀提案者として選定し、契約を行う。

選定結果は、令和6年12月27日（金）までに通知する。

なお、選定経過等に関する問い合わせには一切応じない。

7. 契約保証金

公立大学法人奈良県立大学契約規則第22条の定めるところによるものとし、同条第2項に該当の場合は免除する。

8. 契約の不締結

最優秀提案者の選定後、最優秀提案者が次のいずれかに該当すると認められるときは、契約を締結しないものとする。

- (1) 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあっては

その者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき。

- (2) 暴力団(暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
- (3) 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与しているとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (6) 本契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約(以下「下請契約等」という。)に当たって、その相手方が上記(1)から(5)のいずれかに該当することを知らず、当該者と契約を締結したとき。
- (7) この契約に係る下請契約等に当たって、上記(1)から(5)のいずれかに該当する者をその相手方としていた場合((6)に該当する場合を除く。)において、大学が当該購入契約等の解除を求めたにもかかわらず、それに従わなかったとき。

## 9. 契約の解除

契約締結後、契約者について8の(1)から(7)までのいずれかに該当する事由があると認められるとき又はこの契約の履行にあたって、暴力団又は暴力団員から不当に介入を受けたにも関わらず、遅滞なくその旨を公立大学法人奈良県立大学に報告せず、若しくは警察に届け出なかったと認めるときは、契約を解除する場合がある。この場合、契約者は損害賠償金を納付しなければならない。

なお、8中、「最優秀提案者」とあるのは、「契約者」と読み替えるものとする。

## 10. 最優秀提案者が契約を締結しないとき

最優秀提案者が契約を締結しないときは、最優秀提案者以外で最も高い得点を獲得した者から順次、契約締結の協議を行う。

## 11. その他

- (1) 企画提案書等は返却しない。ただし、(4)の場合を除き、本プロポーザルに係る審査以外に使用しない。
- (2) 提出した企画提案書等を、本学に無断で他の目的に使用することを禁止する。
- (3) 企画提案書等の受理後の差し替え及び追加・削除は、原則として認めない。
- (4) 奈良県情報公開条例(平成13年3月30日奈良県条例第38号)に基づき、本プロポーザルに係る情報開示請求があった場合、提出書類を公開する場合がある。
- (5) 提案書の提出者が1者であった場合は、選定基準による得点が6割以上であること

を条件とし、評価委員会において契約の相手方として適当と認められたものを契約の相手方とする。

- (6) 委託業務の協議事項や進め方については、担当部署（奈良県立大学 教務・学生課）の指示に従うものとする。
- (7) その他定めのない事項については、公立大学法人奈良県立大学の諸規程、奈良県個人情報保護に関する法律施行条例その他関係法令等に従うものとする。

## 評価基準表

評価項目及び評価基準	審査対象となる 提出物	配点
<b>提案内容に関する項目</b>		
< 1 > 本学の「大学案内 2025」の問題点を提示し、それに基づく明確な改善案が出されているか。	提出物② (様式 7-1)	15 点
< 2 > 指定したデザインコンセプト（「アクティブ」「クリエイティブ」）に合致したデザインを提案できているか。	提出物② (様式 7-2) 提出物③ (様式任意)	10 点
< 3 > デザイン性（レイアウト、フォント、色彩、全体の調和等）が高く、高校生に対して訴求力のあるものを作成できているか。	提出物② (様式 7-2) 提出物③ (様式任意)	25 点
小 計		50 点
<b>類似実績に関する項目</b>		
< 4 > 情報が明確かつ適切に掲載されており、理解しやすいものとなっているか。	提出物④ (様式任意)	20 点
小 計		20 点
<b>業務遂行に関する項目</b>		
< 5 > 業務を実施できる人員及び体制が整っているか。	提出物⑤ (様式 8-1) (様式 8-2)	10 点
< 6 > 業務を円滑に遂行できるスケジュールが組まれているか。	提出物⑥ (様式任意)	10 点
小 計		20 点
<b>見積価格に関する項目</b>		
< 7 > 業務を実施するうえで見積価格が妥当であるか。	提出物⑦ (様式任意)	10 点
小 計		10 点
<b>合 計</b>		<b>100 点</b>